

## 都の訴訟援助で消費者勝訴が確定

都は、呉服販売店倒産に係る消費者と信販会社との訴訟について、消費者に対して訴訟資金貸付等の訴訟援助を行っていましたが、この度、消費者の勝訴判決が確定しましたのでお知らせいたします。

### 1 訴訟援助を行った事件とその経緯

購入契約した商品の引き渡しを受ける前に呉服販売店が倒産したため、約束した納期までに商品が届かず、購入の目的にも用をなさなかったことから、商品購入にあたって消費者と立替払契約をしていた株式会社クオーク(旧日本総合信用株式会社)に対し消費者が売買契約の解除を申し出たところ、信販会社は契約の存続を主張して、納期経過後に呉服販売店に代わって提供するとして商品の受領を迫り、代金の支払を求めました。消費者がそれらを拒否したところ、信販会社が消費者を相手取って立替金請求訴訟を起こした、という事件です。

経緯は別紙「呉服販売店倒産に係る信販会社からの立替金請求訴訟の経緯」のとおりです。

### 2 判決の要旨

立替金の請求を受けていた被告(消費者)は、原告(信販会社)に対して商品の引き渡しが無い旨を通知し、売買契約を解除する旨の意思表示をしており、従って、原告の履行遅滞により被告の売買契約の解除が認められるとして、原告の請求を棄却しました(消費者勝訴)。

### 3 判決の意義

(1) 本件の勝訴により、消費者の被害が実質的に救済された。

なお、消費者被害救済委員会の考え方が認められた。

(2) 消費者の利益を認める訴訟判例が消費者被害の救済のための先例となり、今後同様の消費者紛争が生じた場合の解決の指針となる。

#### ア 売買契約の解除

「本件において信販会社は販売店の売買契約上の地位を引き継いだと認められるので、信販会社への解除の意思表示で解除が行われた。(判決)」

消費者は販売会社である呉服販売店に対して売買契約解除の意思表示をしていなかったが、本判決は、本件においては実質的に信販会社は販売会社の売買契約上の地位を引き継いだとして、解除の効果を認めた。

#### イ 信販会社の代替履行についての本人の確認

「消費者は信販会社の代替履行の経緯等を知らされていなかったが、それらは商品の引取りにおいて重要な要素になり、消費者は商品の出来映えを現物で確認する必要性は大きい。(判決)」

倒産した販売会社に替わって信販会社が商品を提供する場合、呉服等の高額商品では、消費者に商品の入手経緯等を説明し、現物確認させなければ提供したことにならないとする。

従って、信販会社が一方的に商品を提供し、代金請求をすることは認められないことになる。

#### ウ 販売会社の倒産状態における無催告解除

「販売会社は倒産状態で、消費者から連絡がつかない状態にあったことを考えると、消費者は、引渡の期限後は商品引渡の催告を行うまでもなく、解除を行うことができた。(判決)」

問い合わせ先：東京都消費生活総合センター調整課
担当 消費者被害救済担当
電話 03-3235-4155

## 呉服販売店倒産に係る信販会社からの立替金請求訴訟の経緯

### 1 紛争の状況

株式会社銀座おゝぎ屋は、株式会社舞扇等をグループ企業として、和服・和装品等を販売していた事業者で、観劇、観光旅行等の招待を口実とした、問題のある勧誘、販売行為が多数見受けられた。平成10年2月、グループの中核企業が不渡手形を出したことを契機に倒産した。

当該販売会社と加盟店契約を結び、商品を購入した消費者と立替払契約をしていた株式会社クオーク（旧日本総合信用株式会社）は、販売会社の倒産後、販売会社代理人、加工業者等と交渉を行い、商品を確認し、消費者に十分な説明をしないまま、納期経過後等の平成10年3月頃から、契約の存続を主張して商品の受領を迫るなどして、代金の支払いを求めた。

これに対して消費者は、「着用予定日に届かなかつたため、解約したい」、「倒産により商品のメンテナンスも依頼できなくなったことも考え、解約したい」と申し出て、消費生活総合センターに相談を寄せていた。

消費生活総合センターは、信販会社に対し、消費者の意向を踏まえて解約に応じることを要請したが、信販会社は商品の受領と支払い要求の対応を変えなかった。

その後、平成11年3月、消費者被害救済委員会へ本件申立人を含む5人の紛争が付託され、あっせん解決についての折衝がなされたが、「信販会社が売買目的物を提供し、顧客が受領し、立替金を支払う解決方法は、あくまで、顧客の同意が必要と解すべきである。」とする等の委員会の考え方に基づくあっせん・調停は2人について不調に終わった。

### 2 訴訟援助の経緯

信販会社から立替金請求訴訟を提起され、消費者被害救済委員会のあっせん・調停が不調に終わった消費者2人から平成11年5月に訴訟援助の申請があった。都は同委員会の意見を聞き、平成11年7月、訴訟費用の貸付け等の訴訟援助を決定し実施した。応訴に対する初の訴訟援助であった。

東京地方裁判所における審理は、平成11年7月から、延べ8回の口頭弁論、証人尋問を経て平成12年10月に結審し、11月30日消費者勝訴の判決の言渡しがあり、この度確定した。

（原告の控訴期限が12月21日までであり、郵送による控訴期間を含め控訴の事実がないことが本日確認されたものである）

なお、同時に訴訟援助した他の1人の消費者については、平成12年1月に和解により終了している。

### 3 判決の概要

#### (1) 事件番号

東京地方裁判所平成12年11月30日判決 平成11年（ワ）第14167号

#### (2) 判決主文

「原告（信販会社）の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」（消費者勝訴）

#### (3) 判決理由（争点）

ア「本件売買契約は、契約の目的が定められていた定期行為であったか」

商品の使用目的（結婚式に着用のため）が契約書に明示されず、また、本件商品が一度の使用でその使用目的が完了し、他に着用されないものとは認められない。被告（消費者）の定期行為を理由とする解除は認められない。

イ「原告（信販会社）の履行遅滞による被告（消費者）の解除は認められるか」

被告が原告に対して商品の引渡しが行われていないことを告げているのは履行の催告と評価でき、また、原告に対する売買契約解除の意思表示は債務不履行による解除として有効であり、履行遅滞による解除は認められる。

なお、売買契約解除の意思表示は、販売会社ではなく原告に対して行われたが、

本件の契約解除として有効であることは原告も争わず、原告は販売会社の売買契約上の地位を引き継いだと認められるので、原告に対する意思表示で解除が行われたと認められる。

また、販売会社は、倒産状態で連絡がつかない状態にあったことを考えると、被告は、本件商品の引渡の期限後は商品引渡の催告を行うまでもなく、解除を行うことができたと解される。

ウ「被告（消費者）は受領遅滞の状態にあったか」

本契約では、販売会社は被告に商品を持参又は郵送して届けるもので、弁済の場所は被告の住所地であるところ、原告（信販会社）は電話で目的物の引取りを求めた。これは「口頭の提供」であり、「現実の提供」があったということとはできない。本契約では、原告が行うべき弁済の提供が口頭の提供で足りるという事実は認められない。

かえって、被告は原告が履行の代替した経緯を知らされておらず、かつ高額な訪問着という商品を見ると、商品の入手経緯、誰が仕立てたかは引取において重要な要素になり、その出来映えを現物をもって確認する必要性は大きい。「現実の提供」が必要であり、「口頭の提供」で足りる理由はない。

従って、原告は、債務の本旨に従って適法な弁済の提供をしたと認めることができないから、被告は受領遅滞に陥っておらず、売買契約の解除の効力は有効である。

注：消費者紛争は、一般的に個々の消費者の被害額よりも訴訟費用の方が高額である場合が多いため訴訟による救済を求めにくいのが実情です。

都の訴訟援助制度は、消費生活条例に基づき「消費者被害から公正かつ速やかに救済される権利」を実質的に保障するため、消費者被害救済委員会（学識経験者等で構成される知事の附属機関）が消費者と事業者との間に行ったあっせん等が不調に終わった事件に対して訴訟費用の貸付け等の訴訟援助を行うものです。